主 文

本件上告を却下する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

本件上告理由の記載は、民訴三九八条二項の規定に違背するから、本件上告は却下すべきものである。

よつて、民訴三九九条ノ三、三九九条一項二号、九五条、八九条により裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

## 最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	真	野		毅
裁判官	岩	松	Ξ	郎
裁判官	入	江	俊	郎